

生活道路対策エリア診断

国土交通省 中部地方整備局
静岡国道事務所
沼津河川国道事務所
浜松河川国道事務所



生活道路対策エリア診断

1. 令和3年度 生活道路交通安全対策の実施概要・・・	1
2. 令和3年度の活動報告・・・・・・・・・・・・・・・・	2
静岡国道事務所・・・・・・・・・・・・・・・・	3
沼津河川国道事務所・・・・・・・・・・・・・・・・	4
浜松河川国道事務所・・・・・・・・・・・・・・・・	8



令和3年度生活道路交通交通安全対策の実施概要

- ・令和3年度は、令和2年度に実施した国道事務所による生活道路対策エリア診断のフォローアップを実施。
- ・各事務所1エリアを**生活道路対策エリア診断箇所**として選定し、「ガイドライン※に基づいた診断」及び「地元意見を十分に取
り入れた対策検討」による支援を実施。

※「生活道路のゾーン対策マニュアル（交通工学研究会、平成29年6月改訂版）」国土交通省HP参照

平成27年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活道路対策エリアの選定（静岡県内で41地区が選定・公表）
平成28年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活道路の交通安全対策の進め方について方針決定
平成29年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 対策の推進に関する課題や対応案についての意見交換会の実施 ■ 静岡市入江地区での交差点ハンプの仮設と実証実験の実施 ■ 意見交換会、実証実験結果を踏まえた「生活道路の交通安全対策の進め方」の更新 ■ 生活道路対策エリアの追加（1箇所追加され静岡県内で全42地区）
平成30年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録済みエリアでの取組（PDCA）への支援 ■ 生活道路対策エリアの追加（1箇所追加され静岡県内で全43地区） ■ 「生活道路対策エリア」の登録拡大への周知活動
令和元年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 登録済みエリアでの取組（PDCA）への支援 ■ 藤枝市岡部町三輪地区での交差点ハンプの仮設と実証実験の実施 ■ 各エリアの進捗状況に応じた自治体支援を実施
令和2年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活道路対策エリア診断箇所を選定し、「ガイドラインに基づいた診断」及び「地元意見を十分に取 り入れた対策検討」による支援を実施 ■ 生活道路対策エリア診断箇所に対して、診断結果を踏まえた処方箋の作成（静岡）

令和3年度	<ul style="list-style-type: none"> ■ 生活道路対策エリア診断結果を踏まえ、地域と共同して取組推進を行うための支援（静岡） ■ 生活道路対策エリア診断箇所に対して、診断結果を踏まえた処方箋の作成（沼津・浜松） ■ 生活道路対策エリアの追加（1箇所追加され静岡県内で全44地区）
-------	--

令和3年度の生活道路対策エリア診断フォローアップ^o

・令和2年度に診断を行った下記の3エリアに対するフォローアップを実施

静岡国道事務所 : 藤枝市岡部町三輪地区

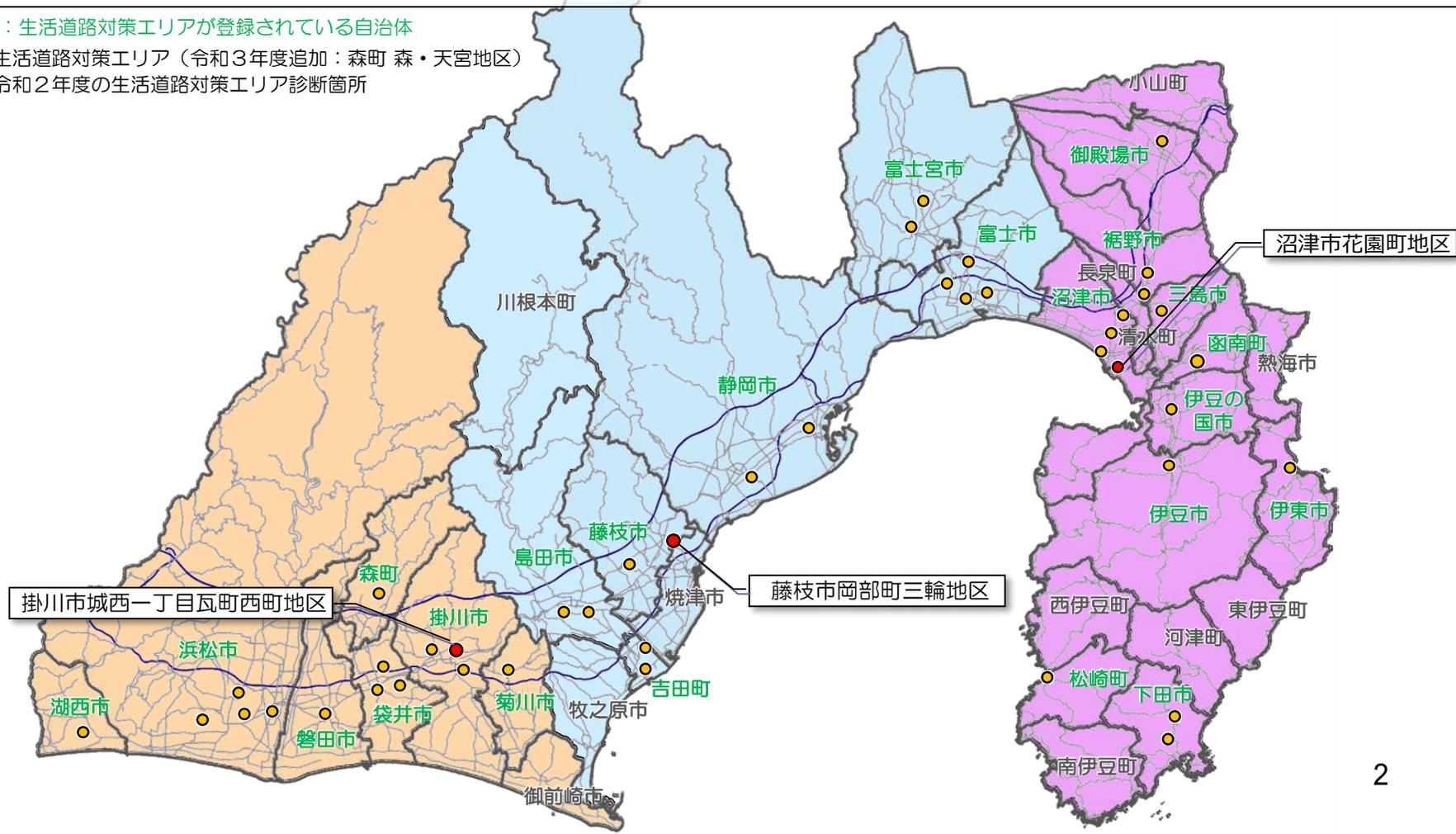
沼津河川国道事務所 : 沼津市花園町地区

浜松河川国道事務所 : 掛川市城西一丁目瓦町西町地区

※緑字：生活道路対策エリアが登録されている自治体

●：生活道路対策エリア（令和3年度追加：森町 森・天宮地区）

●：令和2年度の生活道路対策エリア診断箇所



(1)生活道路対策エリア診断箇所（藤枝市岡部町三輪地区）への支援

- ・昨年度は、現地確認を踏まえた診断結果に基づき取組方針（案）を整理した処方箋案を作成した。
- ・令和3年度は昨年度に引き続き、処方箋案に基づいた支援を継続。
- ・令和4年度以降も、継続的な技術支援を続けていく。

処 方 箋		1 - 2
診断概要	<p>診断方法：現地点検（学識者含む）による診断 点検後に意見交換を実施</p> <p>実施日：令和2年11月17日（火）</p> <p>参加者：国土交通省（静国、浜国、沼国） アドバイザー、静岡県、静岡市 浜松市、静岡県警察本部、藤枝市</p>	 
診断結果	取組方針（案）	<p>「地元意見をよく取り入れること」 「市道三輪本線の使われ方に着目すること」が必要</p>
①	<p>仮設ハンブの本設置不採用、本設出入口部ハンブ撤去となった要因の1つは、近隣住民との合意形成が不十分であったことが考えられる。</p>	<p>対策検討にあたっては、既存の体制（町内会等）を継続活用しつつ、意見交換や説明する回数・機会を増やし、住民の意見聴取・把握を十分に実施。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
②	<p>市道三輪本線は大型車の通過交通が多く（大型車混入率：約3%）、安全性を不安視する声が挙がっているところであるが、現況歩道が整備されているとともに、通過交通や地域へのアクセス道路としての利用があり、必ずしも「生活道路」だけの使われ方ではない。</p>	<p>対策検討にあたっては、当該道路に求める機能、危険箇所と危険内容について十分に地元意向を把握。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
	<p>土地区画整理地区へヒアリング・協力要請を実施。</p> <p>通過交通排除に資する近傍の都市計画道路の事業化（エリア対策としては対応困難）。</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/></p>
③	<p>市道三輪本線の速度抑制対策として、藤枝市は「狭窄」を検討しているが、検討の際には、通過交通利用もあついで、車線幅をどの程度狭めるかについて考えなければならない。また設置にあたっては、住民との十分な合意形成が必要。</p>	<p>「狭窄」を検討するにあたっては、地元及び周辺企業等と十分な合意形成を図った上で、適切な幅員設定（走行性と安全性のバランス）を行う。また、対策設置箇所直近の住民の方へは、事前に個別説明を十分に実施。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
④	<p>ゾーン30エリア指定時に施工したハンブは現在の基準・規格と異なっており、騒音・振動が生じやすいものであった。</p>	<p>新たに物理的デバイスを設置する場合は、最新の基準・規格に基づき行うものとし、現在の出入口部ハンブについても見直しを実施。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
その他	<p>他地区へのアドバイス 上記に該当しない内容など</p> <p>・市道三輪本線は道路網上、土地区画整理地区へのアクセス道路である。エリア設定時においては、道路に求める機能（生活道路対策を講じるべき道路か否か）に留意する必要がある。</p>	

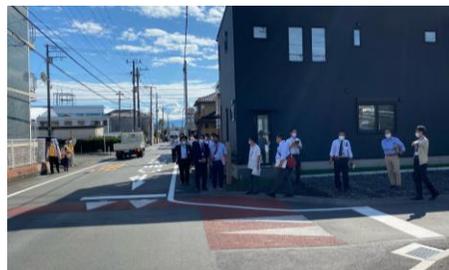
(1)生活道路対策エリア診断（沼津市花園町地区）への処方箋作成

- ・令和2年度に国交省（沼津河川国道事務所）が沼津市に対し、当該エリアの実施体制や地元意見の取り入れ方、対策実施状況をヒアリングしチェックリストによる診断を実施。
- ・今年度は診断結果をもとに、処方箋(案)を作成。
- ・処方箋(案)を踏まえ、今後の支援方針を検討。

エリア	沼津市花園町地区
実施日	令和3年10月14日（木）
参加者	国交省（静岡国道事務所、浜松河川国道事務所、沼津河川国道事務所）、アドバイザー（埼玉大学 久保田教授）、静岡県、静岡市、浜松市、静岡県警察本部、沼津市（合同現地地点検のみ）
概要	<p>①合同現地地点検：沼津市職員参加による現地状況や対策実施経緯等の確認</p> <p>②意見交換会：会議形式による意見交換</p> <p>【主な意見】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交差点ハンプ設置箇所の路面損傷は、北進車両がスピードを落とさず走行して擦ったものと推察。（久保田教授） ・今後は、ゾーン30と物理的デバイスをセットで取り組むことが重要であり、警察でも推奨。（静岡県警）



合同現地地点検の様子



意見交換会の様子

(2) 処方箋（案）の作成：沼津市花園町地区（1/2）

処 方 箋

●-1

エリア名	沼津市花園町地区	管轄	沼津河川国道事務所	作成日	令和4年2月●日
------	----------	----	-----------	-----	----------

該当ステップにチェック

- > ステップの詳細はマニュアル参照
- > 複数回答可三輪堂ノ前川久保線

 ステップ0
対策着手

 ステップ1
課題を知る

 ステップ2
対策を考える

 ステップ3
対策を実施

 ステップ4
効果を確認

対策実施状況、課題等を記載

エリア概要（位置図・体制）

① ゾーン30：

- ・H28.12に指定。
- ・沼津市内の国道1号と東海道新幹線に挟まれたエリア。

② エリア内道路の特徴：

- ・南側外周道路の国道1号は交通量が多い。
- ・国道246号御殿場方面への交通がエリア内を通過。

③ 対策の実施状況：

- ・H29年度から、毎年地区協議会を開催。対策に着手。
H29：歩行空間整備（側溝蓋掛け、区画線引き直し）、路側帯拡幅
H30：区画線引き直し、歩行空間整備
R2：交差点ハンプ設置、歩行空間整備
- ・R2年度に合同現地診断を実施。その結果を踏まえ、さらなる追加対策をR3年度に実施。
- ・R3年度に静岡県初の「ゾーン30プラス」に指定。

④ 現状課題：

- ・これまでの取組で、急減速回数や走行速度は大きく改善。
- ・今後も引き続きエリア内の事故発生状況をモニタリング。
- ・残る課題箇所について、対策実施を検討。
R4：もう1箇所交差点ハンプを設置予定



課題箇所

出会い頭事故や歩行者事故の対策として「交差点ハンプ」を設置予定

国交省 沼津河川国道事務所

静岡県警 沼津警察署

静岡県 沼津土木事務所

沼津市 建設部 道路管理課

宮前町内会

花園町内会

マニュアルにおける該当

取組体制を記載

(2)処方箋（案）の作成：沼津市花園町地区（2/2）

処 方 箋		● - 2					
診断概要	診断方法：現地点検（学識者含む）による診断 点検後に意見交換を実施 実施日：令和3年10月14日（木） 実施者：国土交通省（静岡、浜国、沼国） アドバイザー、静岡県、静岡市、 静岡県警察本部、浜松市、沼津市	 合同現地点検の様子	 意見交換会の様子	該当項目チェック ※複数可			
	診断結果	取組方針（案）		合 意 形 成	体 制	技 術 面	そ の 他
①	昨年度設置した交差点ハンプの形状が適切に修正されている。また、今年度新設した交差点ハンプの形状も適切である。	このまま引き続き走行状況をモニタリング。問題が発生する場合は、対応を検討。		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	交差点ハンプを設置した箇所の路面に損傷が見られる。おそらく北進車両がスピードを落とさずに通行し、ハンプを通り抜けた際に車体を擦ったものと考えられる。	時間の経過とともに、このような挙動はなくなると想定。今後も継続して走行状況をモニタリング。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	ハンプの形状は、技術基準に厳密に準じて製作すべきである。サインカーブを適切に表現するためには市販のゴム製ハンプを活用することを推奨する。	今後のハンプ設置の際は、技術基準に厳密に準じた形状とするため、市販製品の活用を検討。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	交差点部における出会い頭事故の発生要因としては、東方向の車両の一時停止不履行が想定される。設置後の効果として、一時停止遵守率を把握すべきである。	警察と協力して、危険な状況の発生状況や、発生した際の原因把握を実施。		<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	今後は、警察と道路管理者が連携し、ゾーン30と物理的デバイスをセットで取り組むことが重要である。	本エリアでは、地区協議会与連携しながら、「ゾーン30プラス」の取組を実施。		<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
その他	他地区へのアドバイス 上記に該当しない内容など <ul style="list-style-type: none"> 生活道路の取組の評価では、走行速度に着目するのが良い。走行速度30km/h以下が絶対条件である。 平均値ではなく、最高速度（85%タイル値）を30km/h以下にすることを目標として実施すべきである。 						

診断結果項目毎に記載

エリア対策以外の内容や現時点
で対応できない内容も、今後の
参考とするため記載

項目のカテゴリー
をチェック

他地区へのアドバイスなど上記に
該当しない内容を自由記載

その他、診断結果・意見をまとめたチェックリストを併せて保管

※別途「資料3-2」にて詳細に説明

(3)今後の方針：沼津市花園町地区

- ・令和3年度に、追加対策の実施状況について改めてエリア診断を実施し、安全性が向上していることを確認。
- ・今後も引き続き、花園地区内の事故発生状況や交通状況をモニタリングし、必要に応じて対策を実施。
- ・令和4年度は、交差点ハンプの新設（1箇所）を予定。



交差点ハンプ R3設置箇所



ゾーン30プラス看板・標示設置箇所



交差点ハンプ R2設置箇所



凡例

- 対策エリア
- - - エリアの外枠で、エリアに含まれない道路
- - - エリア内にある幹線道路
- 通学路
- ゾーン30

(1)生活道路対策エリア診断（掛川市城西1丁目瓦町西町地区）への処方箋作成

- ・令和2年度に国交省（浜松河川国道事務所）が掛川市に対し、当該エリアの実施体制や地元意見の取り入れ方、対策実施状況をヒアリングしチェックリストによる診断を実施。
- ・今年度は診断結果をもとに、処方箋(案)を作成、掛川市に提供した。

■令和2年度 生活道路対策エリア診断の概要

エリア	掛川市城西1丁目瓦町西町地区
実施日	令和2年12月18日（金）
参加者	国交省（浜松河川国道事務所）、掛川市
概要	<p>①ヒアリング：実施体制や地元意見の取り入れ方、対策実施状況を確認。</p> <p>②現地確認：対策実施路線の沿道状況や抜け道利用状況を確認。チェックリスト（案）を用いた診断を実施。</p>



対策の実施状況の確認



沿道状況や抜け道利用状況を確認

(2)処方箋（案）の作成：掛川市城西1丁目瓦町西町地区（1/2）

処 方 箋				2-1	
エリア名	掛川市城西一丁目瓦町西町地区	管 轄	浜松河川国道事務所	作成日	令和3年●月●日
該当ステップにチェック > ステップの詳細はマニュアル参照 > 複数回答可	<input type="checkbox"/> ステップ0 対策着手	<input type="checkbox"/> ステップ1 課題を知る	<input type="checkbox"/> ステップ2 対策を考える	<input checked="" type="checkbox"/> ステップ3 対策を実施	<input type="checkbox"/> ステップ4 効果を確認
エリア概要（位置図・体制）	<p>① ゾーン30</p> <ul style="list-style-type: none"> ・H28年度に指定済み。 ・令和元年度、既存エリアの南側の地区の路線に対して抜け道利用抑制を目的とした「ゾーン30指定の要望」を受ける。警察立ち合いによる対策検討を経てエリア入口の交差点部に対策を実施。 ・令和2年度に南側の地区（以後「拡大エリア」）をゾーン30に指定。 				
	<p>② エリア内道路の特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エリア外周道路（県道日坂沢田線、県道掛川停車場線、(主)掛川浜岡線および市道掛川駅梅橋線）は 幹線道路のため交通量が多い。 ・拡大エリア内の東西市道は、沿道に公園や保育園、出入り車両の多い個人医院が立地しているが、抜け道として利用されている。 ・拡大エリア内の通学路指定路線はない。 				
<p>③ 対策の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜け道利用対策の地元要望を受け、警察と現地立ち合い実施の上で、対策を検討。地元の合意を得た上での施工。 ・拡大エリアの入口交差点部のカラー舗装、ドットライン設置等を実施（R2.10施工）。 		<p>④ 現状課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・抜け道利用のある東西路線に対し交差点カラー舗装等の対策を実施したが、実施前後の平均速度が30km/h未満のため、定量的な整備効果は確認できなかった。 ・沿道の個人医院と保育園が近接立地している箇所において、歩行者・自転車・送迎・来院の車両（出入り車両）が多く行き交うことが想定される。更なる対策が必要である。 			
<p>・要望書 ※生活道路対策に限るものではない ・まちづくり協議会 ※本エリア範囲と全体が合致しない</p>					

(2)処方箋（案）の作成：掛川市城西1丁目瓦町西町地区（2/2）

処 方 箋		2-2
診 断 概 要	<p>診断方法：現地点検及びヒアリングを踏まえた診断 ※拡大エリアのみ</p> <p>実施日：令和2年12月18日（金）</p> <p>実施者：国交省、掛川市</p>	  <p>該項目チェック ※複数可</p>
	<p>診断結果</p>	<p>取組方針（案）</p> <p>合 意 形 成</p> <p>体 制</p> <p>技 術 面</p> <p>そ の 他</p>
①	<p>拡大エリアの実施済み対策（交差点カラー舗装等）について、実施前後の平均速度が共に30km/h未満のため、定量的な整備効果は把握が困難。</p> <p>整備効果把握のため、道路利用者意見（運転者意識の変化や歩行者視点での感じ方の変化等）を把握し、定量的な整備効果を取りまとめた方が良い。</p> <p>【ステップ4：効果を確認】</p>	<p>道路利用者意見を把握するため、対策実施後の意識の変化を確認する。以下手法が想定される（地域状況に応じて適切な手法を採用する）。</p> <p>①案：抜け道利用対策の地元要望を出した団体（個人）にヒアリング</p> <p>②案：学校関係者ヒアリング（市立中央小学校、市立第一小学校、県立掛川西高校、聖マリア保育園）※</p> <p>③案：拡大エリア内の町内会を対象に、町内会長にヒアリング</p> <p>④案：拡大エリア内の町内会を対象に、町内会経由で住民へのアンケート</p> <p>※対象路線に通学路指定が無い場合、対象とする学校は要調整</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
②	<p>拡大エリアの抜け道利用かつ事故発生（H27,28で計5件）がある東西路線のうち、沿道の個人医院と保育園が近接立地している箇所では、歩行者・自転車・送迎・来院の車両（出入り車両）が多く行き交うことが想定され、安全面で懸念される。</p> <p>【ステップ2：対策を考える】</p>	<p>・聖マリア保育園及び個人医院にヒアリングし、現状の危険事象（箇所・内容）を把握。</p> <p>・ヒアリング結果より、具体的な危険事象が確認できた場合は、その内容に合わせて具体的な対策を検討する。</p> <p>・現時点では、該当箇所近隣での速度抑制を目的とした物理的デバイス（ハンブや狭窄、注意喚起）設置を推奨する。</p> <p><input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input checked="" type="checkbox"/> <input type="checkbox"/></p>
<p>その他</p> <p>他地区へのアドバイス 上記に該当しない内容など</p>	<p>・R2年度の診断結果を踏まえ、直轄事務所から掛川市へ診断結果及び取組方針案を提示した。</p> <p>・ゾーン30プラス指定を念頭においた物理的デバイス設置に向けた実施方針を掛川市に提案した（R4.02.07自治体ヒアリング）。</p>	

(3)自治体ヒアリングの実施：掛川市城西1丁目瓦町西町地区

- ・生活道路対策エリア診断を踏まえ、掛川市との打ち合わせを令和4年2月7日に実施。
- ・処方箋(案)をもとに、診断結果及び取組方針案を提示。併せて物理的デバイス設置に向けた実施方針を提案。
- ・また、エリア対策の実施状況を確認し、今後の対策検討の参考として事例等の情報提供を行った。

掛川市へのヒアリング実施し、下記の内容を確認した。

■ エリア対策の実施状況について

- 現時点では追加対策の実施予定はない。
- 通学路緊急合同点検では、エリア内に対策要望は挙がってこなかった。
- 市内の生活道路において、通学路の抜け道利用への対応を求める声はかねてより在る。
- 意見要望が区長要望（1回/年）等で挙がってきた際には市として対応していく方針。

■ 定性的な効果評価の把握について

- 昨年度実施済み対策について、整備効果に関する声は特に挙がっていない。
- 区長要望（1回/年）通学路点検（3年に1回）時に、当該エリアへの意見を聴取することは可能。

■ ゾーン30プラスについて

- 現時点ではゾーン30プラス指定は想定していない。
- 物理的デバイスは地元の合意形成が困難であると考えている。
（区長には物理的デバイスによる対策の情報提供を行ったが、住民も走り難くなること・騒音振動の懸念等の理由から、地元住民は「そこまで求めていない」という印象。）
- ゾーン30プラス施策の内容は浸透してきているため、要望があれば対応する。

ヒアリング結果を踏まえ、
下記の情報支援等を実施

■ 意見聴取に関する情報提供

◆ 具体事例の紹介

（さいたま市事例：住民意見を取り入れ、地元と協働して取組推進を図った事例）



（出典：大宮国道事務所HPより）

■ 物理的デバイスに関する情報提供

- ◆ 物理的デバイス設置の動画
（国交省HPより）
- ◆ スムーズ横断歩道のパンフレット

さあ！はじめよう！
スムーズ横断歩道に関するパンフレット
スムーズ横断歩道のすすめ



（出典：交通工学研究会HPより） 11